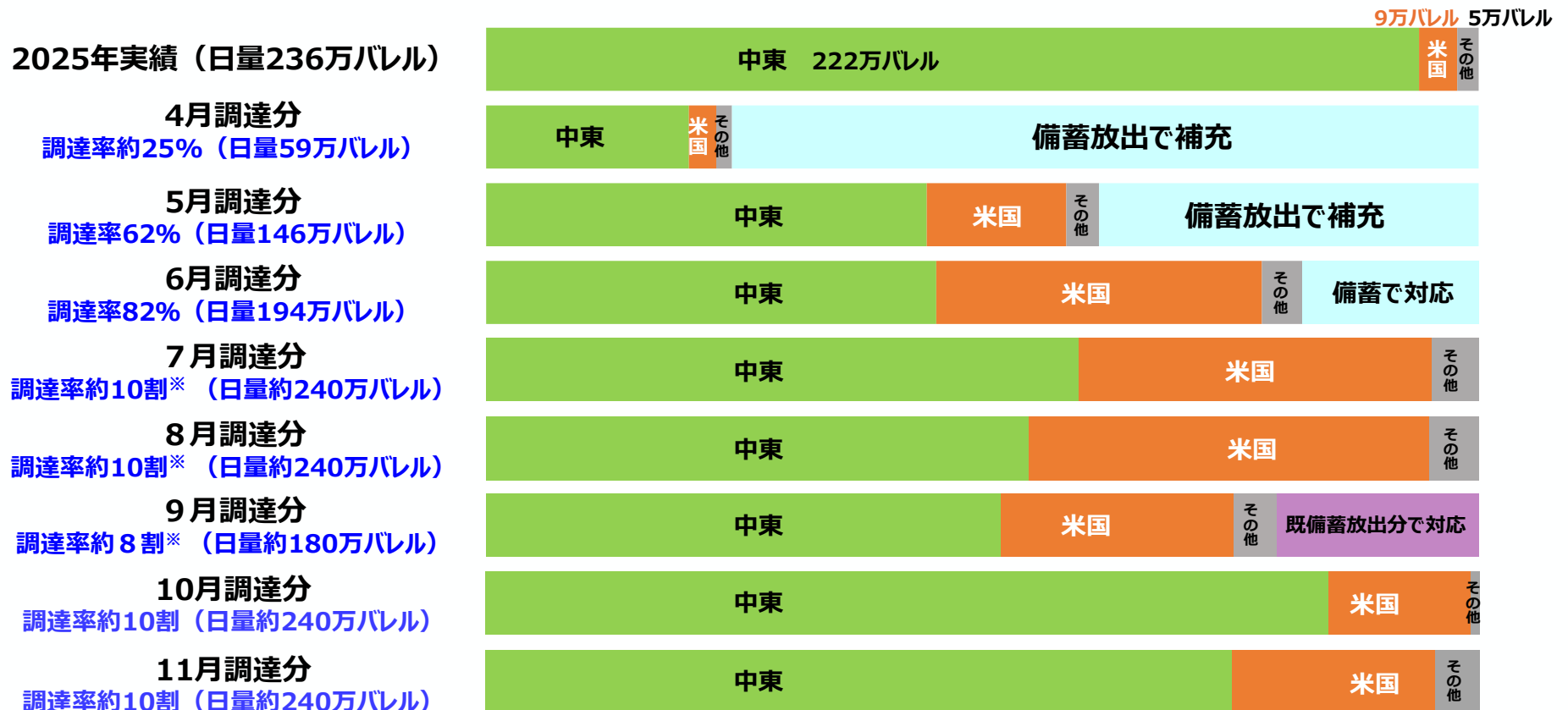


我が国の原油調達の動向

資料 1

- ホルムズ海峡を経由しない代替調達について、官民連携のもと最大限取り組んでおり、中東や米国に加え、アジア太平洋、中南米、中央アジア、アフリカ、カナダ等からも原油が届くなど、原油の調達先の多角化が進展。
- 10月については、**前年平月比で約10割の調達の実現できる見通し**。
- 11月についても、**現時点で、前年平月比約10割の調達の実現できる目途が立ったところ**。
- これを踏まえ、**11月についても国家備蓄放出の決定を行わない方針**。



※：9月の調達分には、7月及び8月に前年平月比を超えて調達した分を含む。

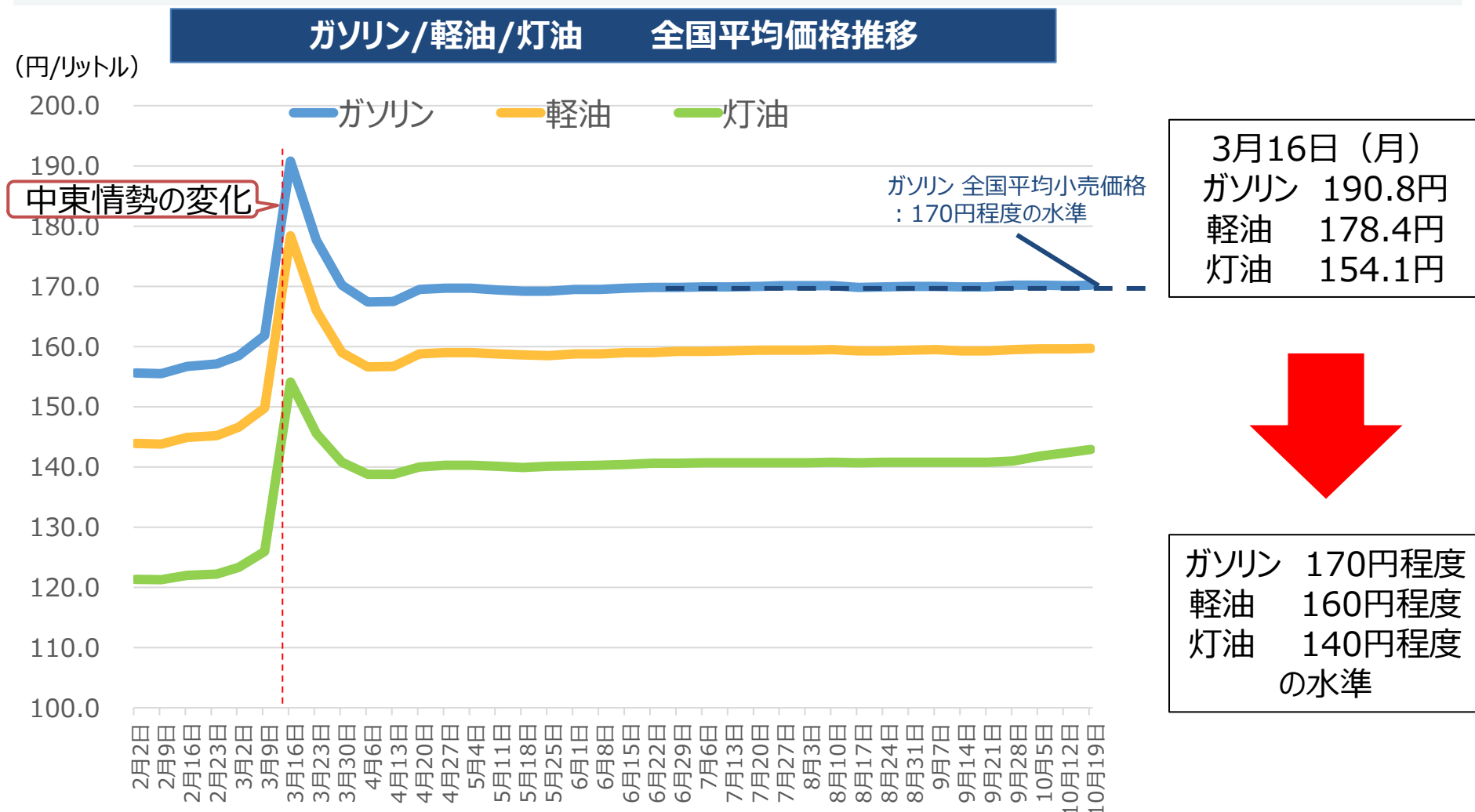
注1：4～9月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。

注2：10月30日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。

注3：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。
軽油、灯油はガソリンと同額、国内航空機燃料は9月3日(木)より、その8割を補助。
- これにより、制度開始前の3月16日（月）に190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度、軽油、灯油もそれぞれ160円程度、140円程度の水準に低下。



<ナフサ由来の化学製品の供給見通し>

- 足元では、国内でのナフサの精製、代替調達、川中の製品調達が安定的に継続。その結果、川中在庫については、取り崩しがなくなり、平時の水準（2か月分）に回復しており、ナフサ由来の化学製品の供給は安定的に推移している。

<ナフサ国際価格の推移>

- 2月27日（中東情勢発生前日）のナフサのスポット価格は588.28ドル/ t。
- 4月8日に1011.5ドル/ tまで上昇したが、足下10月23日時点では942.76ドル/ tで、2月27日比+60%。
- 史上最高値は、2008年7月の1,180ドル/ t、ウクライナ危機の最高値は2022年2月の1,078ドル。



相談件数の推移

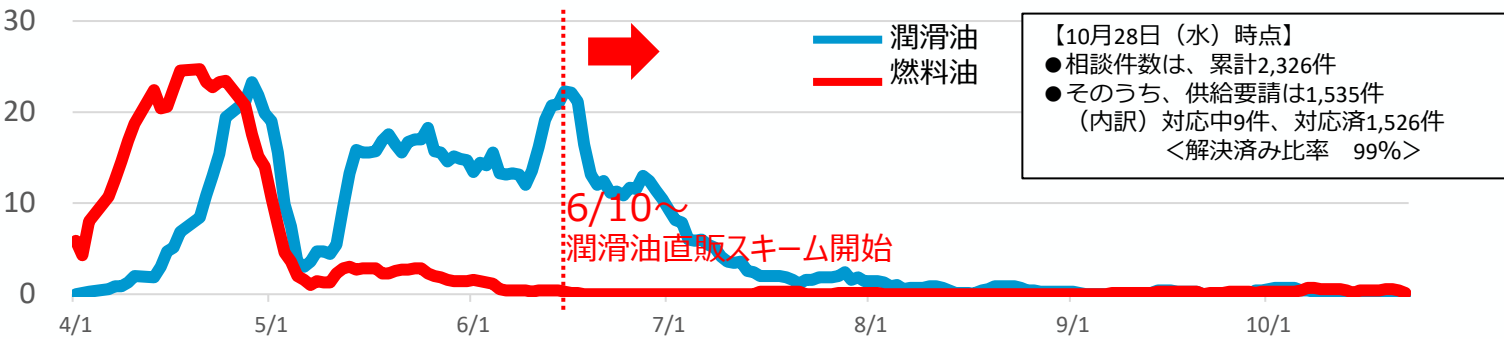
- 直近では相談件数は減少してきており、今月、供給要請をいただいた案件を除き、解決済みとなっている。

<直近 1 週間※1の相談件数>

燃料油	3(1)
潤滑油	0(1)

※1 : 10/17-10/23 (9/25-10/1)

<相談件数の 7 日間移動平均の推移 (件/日) (4/1-10/23) >

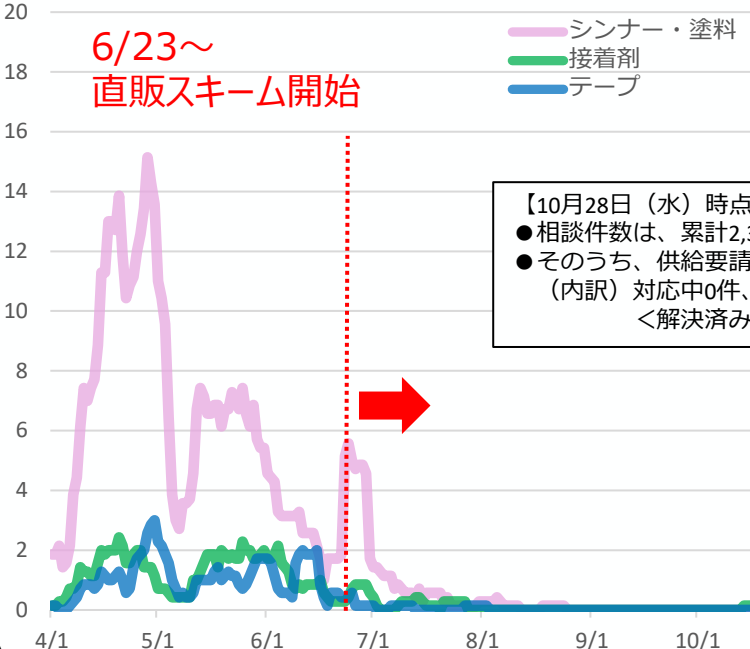


<直近 1 週間※1の相談件数※2>

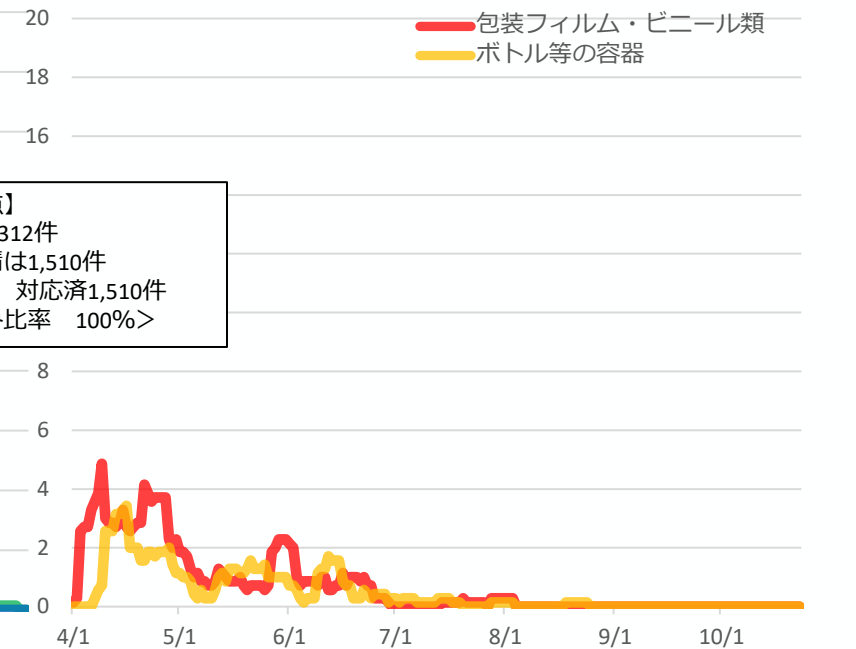
シンナー・塗料	0(0)
包装フィルム・ビニール類	0(0)
接着剤	0(0)
ボトル等の容器	0(0)
テープ	0(0)

<相談件数の 7 日間移動平均の推移 (件/日) (4/1-10/23) >

【シンナー・塗料、接着剤、テープ】



【包装フィルム・ビニール類、ボトル等の容器】

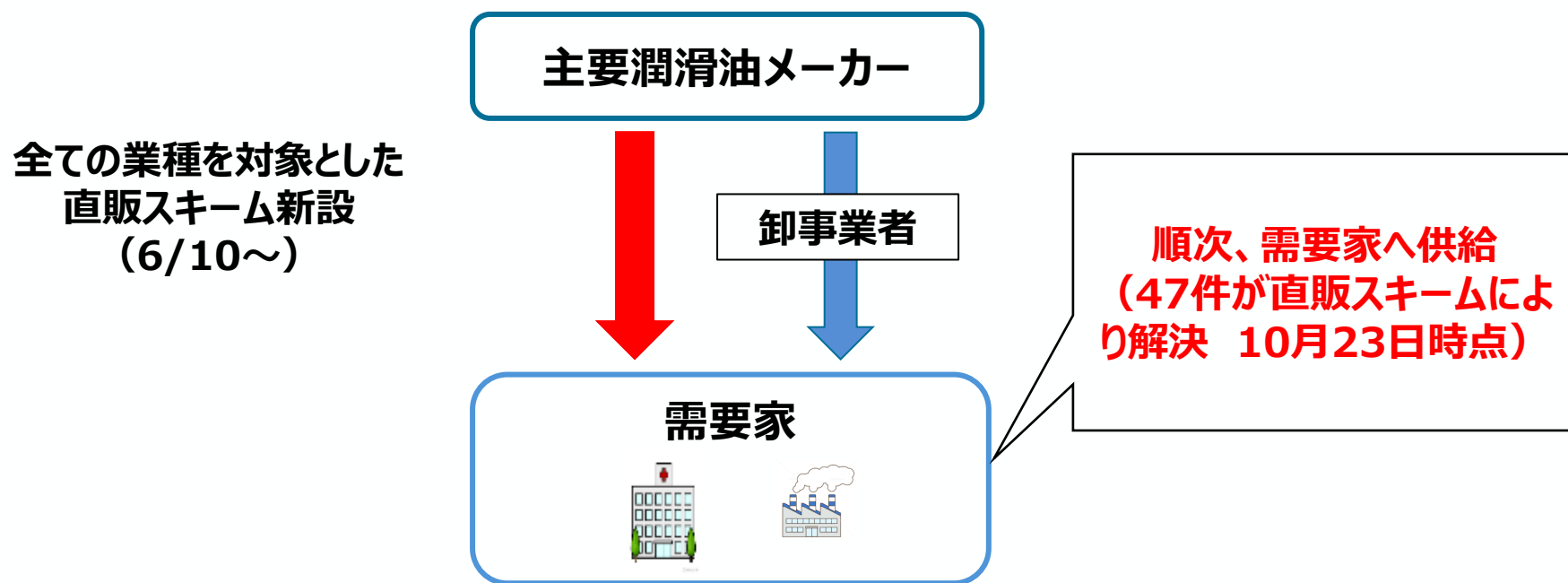


※1 : 10/17-10/23 (9/25-10/1)

※2 : 本件数は、相談内容に関連キーワードが含まれるかをExcel関数により判定し、該当する場合に1件として集計したもの。
キーワード検索による集計であるため、実際の相談内容とは一部ずれが生じる可能性がある。

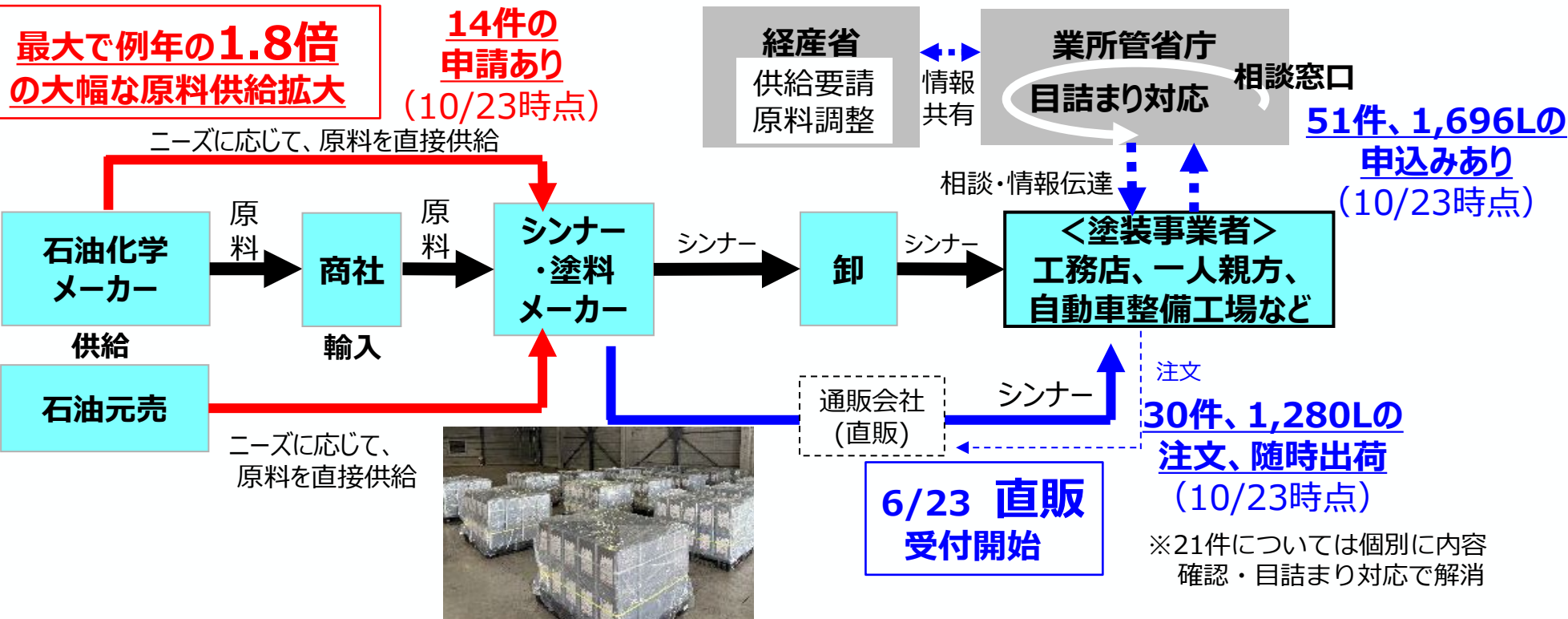
潤滑油の目詰まり解消対策(直販スキーム)の進捗

- 6月10日に潤滑油の直販スキームを開始、その後一時的に相談件数が増加するも、**足元の潤滑油の新規の相談はほぼなし**。
- 供給要請について、10月23日時点で、潤滑油の直販スキームにより47件解決済み。



シンナー・塗料の目詰まり解消対策(直販スキーム)の進捗

- 6月23日（火）、シンナーメーカーから工務店等にシンナーを直接販売する仕組みを新たに開始。10月23日（金）時点で、計51件、1,696リットルの申込みあり。足元の新規申込みはなし。
- 6月3日（水）に受付を開始した「トルエン等シンナー原料を最大で例年の1.8倍供給するスキーム」についても、これまでに、14件の申請があり、シンナーの供給を順次開始済み。
- これらの仕組みに対し、「直販の仕組みができて安心して仕事ができる」、「将来に向けて明るい見通しを示してくれていることが嬉しい」、「シンナー入荷が進み、確保に困ることはなくなった」といった声が寄せられている。



灯油の流通円滑化対策の強化施策（灯油直販スキーム等）について

- ① 10月16日（金）石油元売事業者・輸入事業者に対し、卸売事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、要請するとともに、卸売事業者に対しても、前年同月比同量を基本とした注文及び販売を行うよう要請。
- ② また同日、「灯油直販スキーム」を新設し、供給の偏りや流通の目詰まりが発生する場合には、灯油の卸売事業者や医療分野、農業分野などの需要家に対し、石油元売事業者から直接販売を実施。
- ③ 緊急的激変緩和措置の調整単価について、輸入灯油に対し、輸入価格と国内卸価格の差額を「輸入灯油調整単価」として支給し、灯油輸入への支援を重点化する（灯油の需要期である11月から3月までの措置）。
- ④ 加えて、小売価格のモニタリングを10月23日（金）から強化。卸価格の変動を踏まえた小売価格となっているか等の確認を行う。

